

3.7 コンピュータ時代の到来とファイリングシステムが辿る道

本章の第1節第5項(3.1.5)に、米国人の手になるパソコンOS内にバーチカルフォルダの概念が取り入れられたり、コンピュータ用語の中に紙文書のファイリング用語を起源とする概念が利用されていることを書いています。

この事は、米国社会の隅々にまでバーチカル式ファイリングシステムが浸透していて、また米国人の脳内にこのシステムの概念が徹底的に刷り込みされていることを示していますが、一方で、コンピュータシステムの社会と個人への普及がバーチカル式ファイリングの特性を奪いつつあることをも示すものです。

最大の特性の1つである「ガイドサイン型検索」は、個々の文書の文書名をキーとする索引をコンピュータに備えることで意味を失ったも同然です。

コンピュータによる索引検索が自由であれば、ガイドサインに沿って物理的に文書を配列することの意味が失われるからです。

また紙に代わる電子的文書媒体をデータベース化し、各ファイルに含まれるすべての文字列に対して、自由な語彙をいくつでも使用して複合的に必要文書を検索し、画面に当該文書を引き出すペーパーレス化も急速に進行しています。

またバーチカル式ファイリングのもう1つの特性として挙げた、現代ならコンピュータに求めるような、団体、組織の行動や意思の決定を支援させようとする考え方は、20世紀にコンピュータが出現して以降、当然ながら紙情報での処理よりはるかに正確で高速な処理を実現している今日、意味は失われています。

誰でもが容易に参加可能な民主主義的であることを目指したバーチカル式ファイリングシステムの目的は、世界のあらゆる国と言語と文化を越えて自由に参加可能となり、また高速の演算処理を実現しているコンピュータシステムによって、真に達成されたと言えるのかもしれませんが。

3.7.1 コンピュータ社会となった今日におけるバーチカル式ファイリング採用団体での対処

既にバーチカル式ファイリングシステムの管理下に在る紙文書は、全て磁気画像化されるか、あるいはOCRによるコードデータ化が完了するまでは、そのままの形で保全され運用されるのが最良の選択です。

一方、上の状態で保全される過去文書のバーチカルファイリングに対して、今後新規に発生する紙文書は、そのまま従来通りバーチカルファイリングを行っても良いのですが、全ての現有文書を少なくとも個別フォルダ単位に自由に検索し、集計できるように必要な情報項目を埋めた目録データを作っておくことは必須です。

また上に述べた目録データの個別フォルダ単位情報には、全文書に対してユニークな番号を付加しておくべきです。

このようにしておけば、デジタル変換するまでの間に、個別文書フォルダごと括束するか、あるいは1cm背幅のフラットファイルに綴じ直して陳列する方式に切り替えるのも簡単にできます。陳列法を簿冊背表紙の直接目視方式に切り替えれば、その後の煩雑なバーチカル式の索引カードと個別フォルダ階層による管理が不要となり、管理コストの面で大きなメリットが生ずるでしょう。

もちろん、そんなことをする前に、バーチカルフォルダ内の文書をデジタル変換してしまえば、上のような簿冊化も不要ですが、敢えて上に対応策を説明したのは、全面的な既存紙文書のデジタル変換には費用と時間が掛かる事実が有り、結果として過去文書は当面紙の状態のままとして残すケースが増えるのではないかと推定しているからです。

現在明治以来の簿冊式ファイリングシステムを採用している官公庁でも、上に述べた中のバーチカル式ファイリングシステム採用団体に対するアドバイスの中の、索引データの完備は必須であり、もしこの条件を現在クリアしていない団体では、急ぎ対処しておくことが近い将来の文書管理の大革命(ペーパーレスオフィスの実現)に向けての近道となります。

3.7.2 今現在、日本の官公庁で絶対にすべきではないこと!

決して行ってはいけないのは、現在簿冊式で運営している状態が混乱していて、改善が必要

と考えられている場合に、現在の簿冊を解体してパーティカルフォルダに分散化するという選択です。

既に役割を終えたシステムに敢えて載せ替えるなど、その手間暇と変換に要する費用が尋常ではないことと合わせ、もし今日においてこのような判断をする団体が有ったなら、それは時代錯誤というしかありません。

3.7.3 政府の文書管理ガイドラインについて

第1章から第3章までかけて本論の論述を進めた理由は、第1章の冒頭に掲げたように、現在のガイドライン（「行政文書の管理に関するガイドライン」令和元年5月1日一部改正）の表現に偏りが有り、パーティカル式ファイリングへの盲従を促す危険性について警鐘を鳴らすことにありました。

ガイドラインが誘導する方向は、既にパーティカル式ファイリングシステムを適正に運用していたり、また過去に簿冊式からパーティカル式に切り替えを行った後に一部システムが崩壊してしまったけれど、フォルダによる管理は継続されていると言う団体に対しては誤りではありませんが、3.7.2でも述べたように、現在簿冊式で明治以来の日本型ファイリングシステムを運用している団体に対しては明らかに誤った誘導に当たります。

仮に現在の簿冊式ファイリングシステムがうまく機能していない状態であったとしても、それを米国式（パーティカル式）ファイリングシステムに載せ替えるという判断は正しいものではありません。それには簿冊式のまま再整備する方法に比べて巨額の費用とフォルダへの分散化に際しての職員負担が大きいという大きなマイナス要素があるからです。

政府の文書管理ガイドラインといえども、政府担当者が気づいていない誤りが間違いなく存在しています。これに盲従することだけは避けてください。

3.7.4 第3章の最後に

この章では、パーティカル式ファイリングシステムの出現時に米国人やその組織が熱狂的に受容したその魅力についても説明し、またそれなりの頁数もこの章に充てているため、本論があたかもパーティカル式ファイリングを推奨していると勘違いされる読者が出はしまいかと心配しています。

もちろんこのシステムは、ガイドサイン型検索、プロセスの標準化、当時における情報処理の迅速化に寄与させようとした点など、日本、欧州などの旧世界の国々では決して発想できなかったであろう、魅力にあふれています。

しかし、これほどに魅力を感じさせるシステムが、日本でも、欧州でも主流となる文書管理、ファイリング手法として定着しなかった事実は重要です。

このシステムの魅力も必然性も、米国ならではの背景のもとで成立したのであって、同時代の日本や旧世界においても、また現代に到るまでの長い年月の間においても、米国と同じ条件を持つことは無かったです。

このことは、このシステムを日本に無前提に移入する試みが、少なくとも官公庁においてはことごとく失敗に終わった事実に顕れていますし、この原理はただいま現在における簿冊方式からパーティカル方式への切り替えの試みにも必ず動かすにはすまないのです。

筆者のこの章執筆の真意はまさにここに在ることを読者には改めて認識していただき、誤解のが生じないようお気を付けください。筆者の筆力の足りなさも誤解を招く原因の1つとしてあることを読者にお詫びしつつ、第3章をこれにて完了いたします。

【ちょっと一服】

東京の交通博物館が 1936 年の移転に際して 1880 年の官営幌内鉄道開業時に米国から輸入され活躍し、その後の改修、修理により原型が定かでなくなっていた「弁慶号」を当初の姿に復元することを計画したそうです。

ところが日本国内を探してもどこにも資料が見つからず、やむなく製造元の米国ポーター社に問い合わせたところ、60 年も前の製造品にもかかわらず製造時の写真を添えて詳しい構造に関する資料が送られてきた・・・とのエピソードが、前述の三沢仁氏の「五訂 ファイリングシステム」の冒頭（2 頁）に書かれています。

日本の文書管理と米国の文書管理の差を語るエピソードとしてこの話は、文書管理の世界ではよく知られています。

しかしこのエピソードは、本当に日米の文書管理、ファイリングの優劣を語る根拠となり得るのかどうか、少し調べてみるとかなり疑わしい点が出てきます。

日本側の事情から言えば、機関車が稼働していたこの時期の日本の鉄道会社は地域ごとに小事業体として分立していて、その後の歴史の中で離合集散して多くは国鉄に吸収されてゆくか廃業しています。

日米いずれであっても、このような小さな組織が離合集散する中で、輸入当時の原型を示す資料が 50 年後に残る可能性は無いに等しいでしょう。

一方で米国の蒸気機関車メーカー側の事情はどうかと言うと、このメーカーは高額な同社製品の所有者であり、使用、運用者である日本の鉄道会社に対して製造者責任が有り、また蒸気機関車はそもそも使用寿命が長いことが判っているのですから、たかだか 60 年弱程度の間、資料を残しておくのは品質保証上当然のことで、法定保存文書と言って良く、また製品の欠陥等による事故などが発生した場合に発生する可能性のある訴訟に備えるための保存でもあったでしょう。

製造会社の社名は H・K ポーター社（在ピッツバーグ）と言い、1866 年創業で、日本への弁慶号や静号、義経号など 7100 型蒸気機関車の輸出は同社にとって日本への記念すべき製品輸出の第 1 号でもありました。

同社は結局計 20 種 50～60 台も日本へ輸出していますから、同社にとって日本は非常に大事な顧客だったと考えて良いでしょう。

しかもこのメーカーは、日本側使用者のように企業としての離合分散もなく、現代にまで企業として存続していると言う点からも、資料散逸の可能性が低かったと言えます。同時代の日本にも同じようなメーカーが有り、使用期間の長い製品を米国に販売し、その後の 50 年目頃に米国から資料参照の申し出が有れば、きっと保存されていて、H・K ポーター社と同様に米国側に資料提示ができたであろうと思います。

※H・Kポーター社に関する記載は Wikipedia([https://ja.wikipedia.org/wiki/ポーター_\(車両メーカー\)](https://ja.wikipedia.org/wiki/ポーター_(車両メーカー)))の情報によります。